

令和5年2月10日

保 育 部

保育認定・調整課

1

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の改正について

1 主旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の規定に基づき、主務省令及び主務大臣が定める基準（以下「関係省令等」という。）により条例で定めることとされている関係条例について、今般、関係省令等が改正されたため、各条例の一部を改正する条例案を、令和5年区議会第1回定例会に提案する。

2 提案予定条例

名称	対象となる施設
世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園
世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	幼保連携型認定こども園

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例

項目	概要
送迎用バスでの園児置き去り事故を受けた安全対策	
<p>➤ 令和3年及び令和4年に他県で起きた、送迎用バスでの園児置き去り事故を受け、事故防止対策を強化するため、児童の安全の確保に係る規定を定める。</p> <p>➤ 各施設等には、国のマニュアル・雛型等の提供や、安全装置の設置等に係る経費補助を行うとともに、これらの取組みが適正に実施されるよう指導監督を行う。</p>	
A) 自動車以外で外出する際の所在の確認	<ul style="list-style-type: none">児童の施設外での活動、取組等のための移動等のために自動車を運行する場合、自動車への乗降車の際に、点呼等の方法による児童の所在の確認を義務付ける。
B) 送迎自動車への安全装置の設置	<ul style="list-style-type: none">児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、当該装置を用いて上記 A)の所在確認を行うことを義務付ける。 令和6年3月31日までの経過措置あり。
虐待等の禁止	
<p>➤ 入所中の児童に対し、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを明確化する。</p>	
C) 虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none">幼保連携型認定こども園と同様、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」についても同規定を定める。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

項目	概要
民法の一部改正に伴う懲戒権関連規定の削除 ➤ 児童虐待を正当化する口実を利用されているとの指摘があった、民法の親権者の懲戒権に係る規定が令和4年12月に削除されたため、条例に規定する懲戒権の関連規定も削除する。 D) 民法の一部改正に伴う懲戒権関連規定の削除	概要 • 「園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛又は精神的苦痛を与えてはならない。」とする規定を削除する。
新型コロナウイルス感染症及び災害への対応 ➤ 幼保連携型認定こども園は、認定こども園法の規定により、事故等の危険発生時の対処要領の作成が義務付けられている（学校保健安全法の準用）が、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延や、昨今の水害、地震等の災害への対応等を踏まえ、これらの対策を講じながら、継続的に施設・事業運営を行うための規定を追加する。 ➤ 各施設等には、国より提供された業務継続ガイドライン及び研修動画を提供し、取組みが適正に実施されるよう指導監督を行う。 E) 業務継続計画策定等の努力義務化	概要 • 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととする。

項目

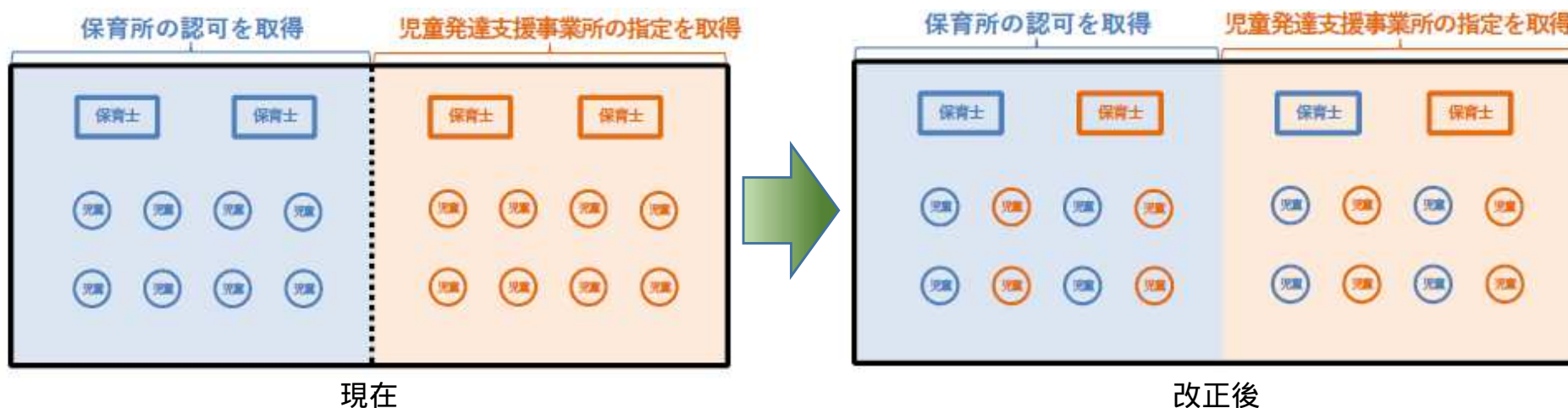
概要

インクルーシブ保育の環境整備

- 現在の条例では、他の社会福祉施設を併設している場合であっても、保育室等の各施設に特有の設備、又は園児の保育に直接従事する職員については、併設する施設の設備又は職員を兼ねることができないとされている。
- そのため、例えば、幼保連携型認定こども園に児童発達支援事業所が併設されている場合に、幼保連携型認定こども園の園児と児童発達支援の利用児童がともに当該幼保連携型認定こども園の保育室で一緒に過ごすことは、園児と児童を保育するのに必要な職員や面積が確保されていたとしても認められない。今回、この基準を見直す。

- F) インクルーシブ保育の環境整備
- 幼保連携型認定こども園と他の社会福祉施設を併設している場合に、その行う保育に支障のない場合に限り、特有の設備・専従の人員について、併設する施設と共用し、一体的に保育を行うことができることとする。

< 幼保連携型認定こども園と児童発達支援事業実所が同一施設で保育・療育を行う場合（イメージ） >
 国の検討資料より抜粋。図は保育所となっているが、幼保連携型認定こども園も同様の考え方。



4 改正案

5

名称

新旧対照表(案)

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

別紙 1

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

別紙 2

5 施行予定日

改正する条例	改正する項目	施行予定日
世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例	A) 自動車で外出する際の所在の確認 B) 送迎自動車への安全装置の設置 C) 虐待等の禁止	令和5年4月1日
世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	D) 民法の一部改正に伴う懲戒権関連規定の削除 E) 業務継続計画策定等の努力義務化 F) インクルーシブ保育の環境整備	公布の日 令和5年4月1日

6 今後のスケジュール

令和5年2月 令和5年第1回区議会定例会(改正条例案の提案)

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 1

改正後	改正前
<p>世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例</p>	<p>世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例</p>
<p>令和2年3月4日条例第16号</p>	<p>令和2年3月4日条例第16号</p>
<p>第1条～第8条（略） （教育及び保育の内容）</p>	<p>第1条～第8条（略） （教育及び保育の内容）</p>
<p>第9条（略）</p>	<p>第9条（略）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p><u>3 認定こども園は、その職員による教育及び保育の実施に際して、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p>	
<p>第10条～第16条（略）</p>	<p>第10条～第16条（略）</p>
<p><u>（子どもの移動のために運行する自動車等の基準）</u></p>	
<p><u>第16条の2 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u></p>	
<p><u>2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、子どもの降車の際に、ブザー等を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p>第17条～第19条、附則（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>（子どもの移動のために運行する自動車等の基準に係る経過措置）</u></p> <p><u>2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）において、この条例による改正後の第16条の2第2項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に、同項に規定するブザー等（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えることを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。</u></p>	<p>第17条～第19条、附則（略）</p>

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 令和2年3月4日条例第17号</p>	<p>世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 令和2年3月4日条例第17号</p>
<p>第1条～第7条（略） （園舎及び園庭）</p>	<p>第1条～第7条（略） （園舎及び園庭）</p>
<p>第8条（略） 2（略）</p>	<p>第8条（略） 2（略）</p>
<p>3 次条第1項第2号の乳児室若しくはほふく室、同項第3号の保育室、同項第4号の遊戯室又は同項第7号の便所（以下この項及び第25条第2項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を2階以上に設けることができる。</p>	<p>3 次条第1項第2号の乳児室若しくはほふく室、同項第3号の保育室、同項第4号の遊戯室又は同項第7号の便所（以下この項及び第25条において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を2階以上に設けることができる。</p>
<p>4、5（略） 第9条、第10条（略） （教育及び保育を行う期間及び時間）</p>	<p>4、5（略） 第9条、第10条（略） （教育及び保育を行う期間及び時間）</p>
<p>第11条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育（<u>満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。</u>）を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1)～(3)（略）</p>	<p>第11条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1)～(3)（略）</p>
<p>2、3（略） 第12条～第17条（略）</p>	<p>2、3（略） 第12条～第17条（略）</p>
<p><u>第18条 削除</u></p>	<p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u> <u>第18条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛又は精神的苦痛を与えてはならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第18条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、その園児の教育及び保育を継続的に実施すること並びに非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>	
<p>(食事)</p> <p>第19条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第25条第1項の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p>	<p>(食事)</p> <p>第19条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第25条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p>
<p>2～5（略）</p> <p>第20条（略）</p>	<p>2～5（略）</p> <p>第20条（略）</p>
<p>(苦情への対応)</p> <p>第21条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(苦情への対応)</p> <p>第21条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育（満3歳未満の園児については、その行った保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2、3（略）</p> <p>第22条、第23条（略）</p>	<p>2、3（略）</p> <p>第22条、第23条（略）</p>

改正後	改正前
<p>(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)</p> <p>第24条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。</p>	<p>(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)</p> <p>第24条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。<u>ただし、法第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>
<p><u>2 前項の規定は、法第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)</p> <p>第25条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。</p>	<p>(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)</p> <p>第25条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。<u>ただし、保育室等については、この限りでない。</u></p>
<p><u>2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>第26条、附則(略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>第26条、附則(略)</p>